

生コンクリート仮設プラント設置事業について（案）

1 背景・目的

復旧・復興事業を円滑に推進するためには、大量の生コンクリートが必要であり、民間による生コンクリートプラント増設を踏まえても、需要量が供給能力を超過することから生コンクリートの安定的供給確保が大きな課題となっている。

公共事業で使用する生コンクリートは、ダムやトンネルなどで使用する工事用仮設プラントを除き、民間プラントから購入するのが基本である。しかしながら、災害復旧工事による一時的な需要増加に既設プラントの製造出荷能力が対応できず、工事現場への安定供給に支障をきたしている。

このため、県等の公共が関与して生コンクリートプラント施設を確保する必要があることから、今般、災害復旧工事向け生コンクリート仮設プラント設置事業者を公募し、生コンクリートの安定的な供給の確保を図るものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 : 生コンクリート仮設プラント設置事業
- (2) 事業主体 : 民間事業者（公募により選定し、県等と協定を締結）
- (3) 事業内容 : 事業者は協定に基づき、自らプラント建設、運営管理、撤去等を行い、その事業に要する総費用を指定された工事（指定工事）への生コンクリート販売代金で回収する。
- (4) 事業実施場所 : 気仙沼土木事務所管内の本吉地区及び志津川・戸倉地区の2箇所
東部土木事務所管内の北上・雄勝地区及び牡鹿地区の2箇所
- (5) プラントの規模 : 年間出荷能力 約6～8万m³/基
- (6) 指定工事 : 対象地区ごとに10～20箇所程度の災害復旧工事を指定（県・市町の河川・海岸・漁港・道路等の工事）
- (7) 指定工事事業期間 : 平成25年度から平成27年度

3 事業者の選定

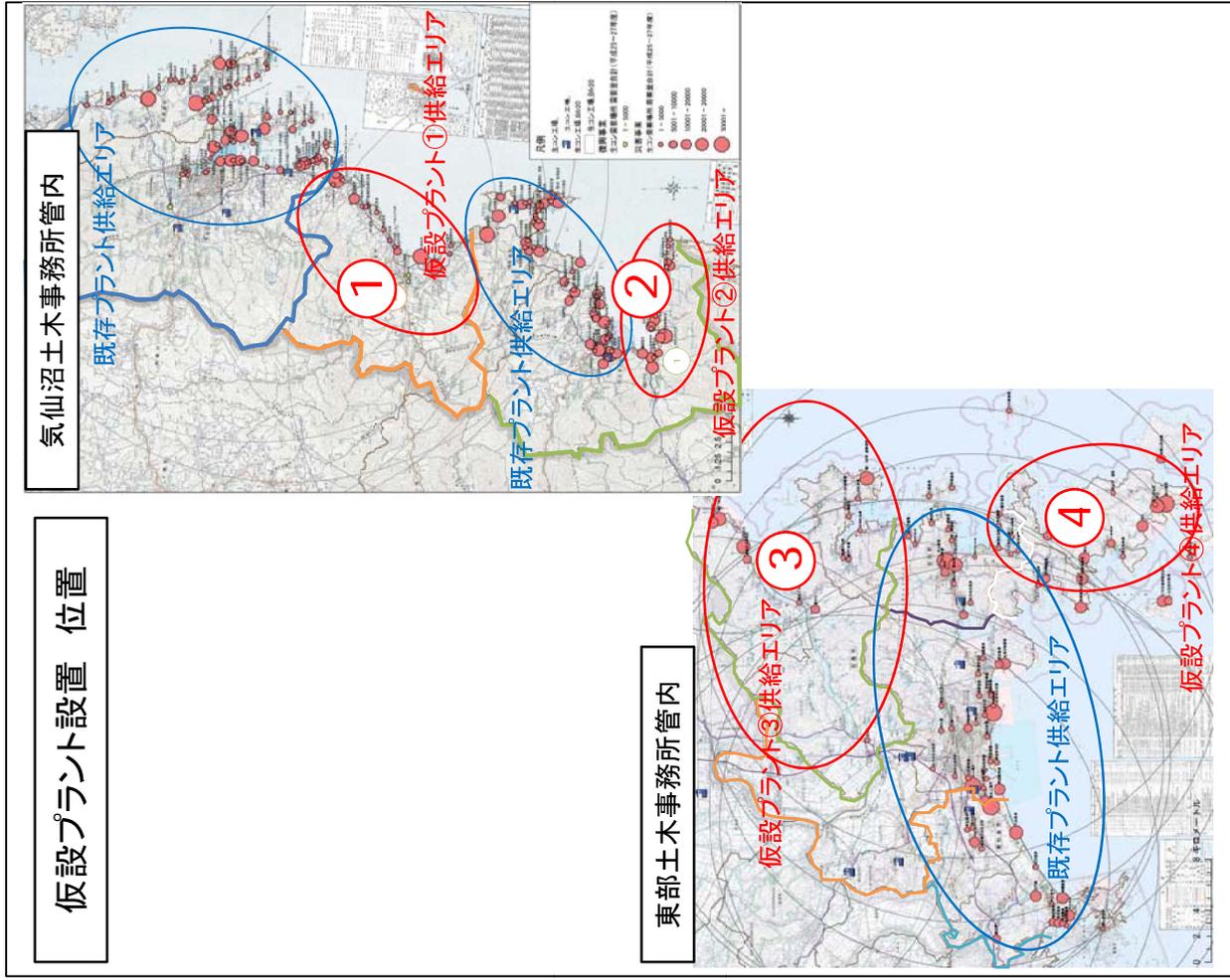
- (1) 選定方法 : 公募型企画提案方式
- (2) 公募内容 : 上記の事業実施のための事業計画（建設計画、原材料の調達計画、運営管理計画等）及び生コンクリート販売価格
- (3) スケジュール : 公募開始 平成25年9月上旬
事業者決定 平成25年10月上旬
- (4) 審査方法 : 審査方法 選定委員会において審査
審査項目 ①事業計画の確実性
②供給確保体制及び品質確保体制
③プラント障害時・点検時のバックアップ体制
④販売価格

4 事業スケジュール

- ・平成26年4月1日 仮設プラント稼働開始、生コンクリートの供給

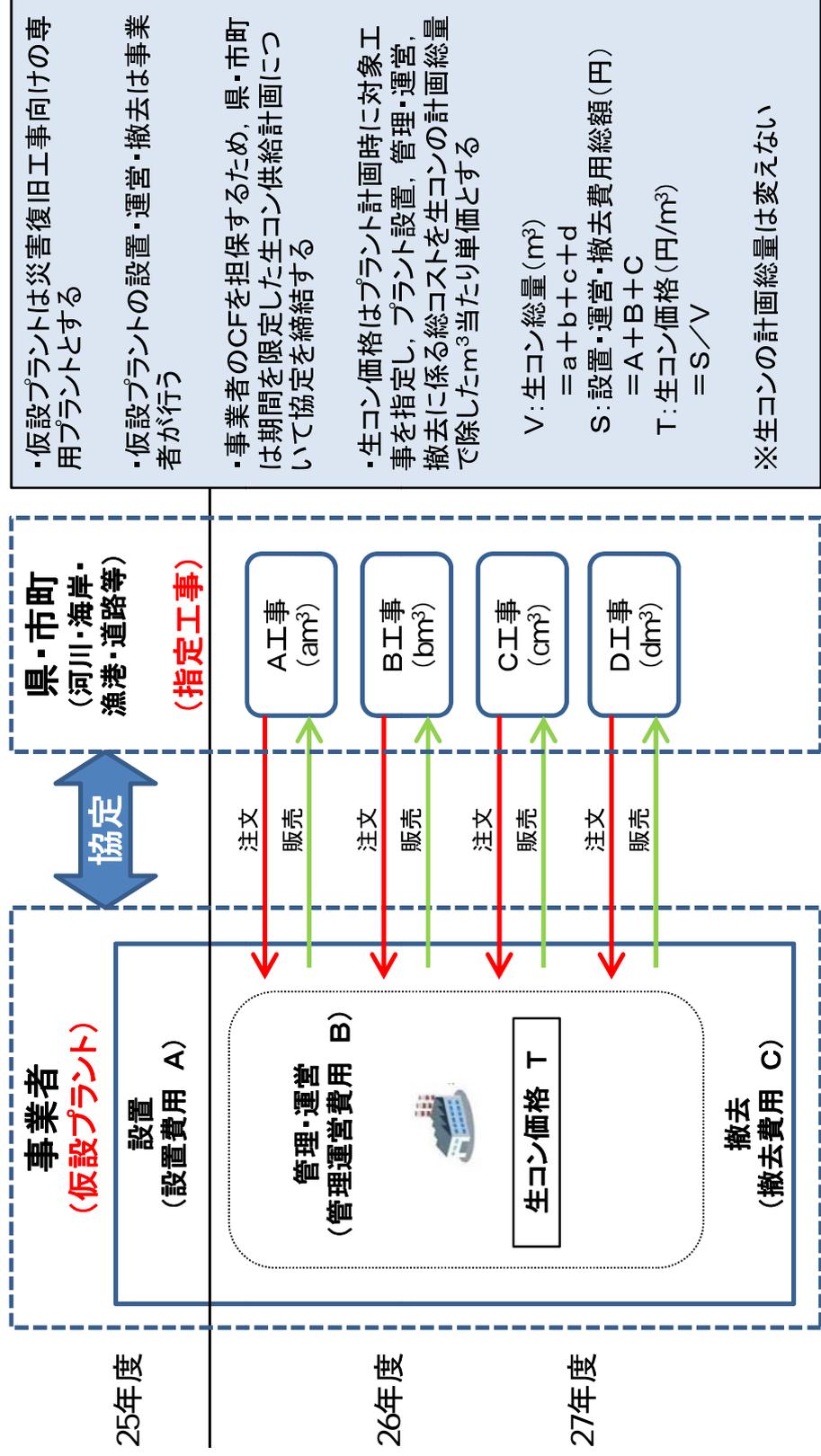
生コンクリート仮設プラント設置事業について

- 事業主体：
民間事業者（公募により選定し、県等と協定を締結）
- 事業内容：
事業者は協定に基づき、自らプラント建設、運営管理、撤去等を行い、その事業に要する総費用を指定された工事（指定工事）への生コンクリート販売代金で回収する。
- 事業実施場所：計4箇所
〔気仙沼土木事務所管内〕
①気仙沼市本吉地区
②南三陸町志津川・戸倉地区
〔東部土木事務所管内〕
③石巻市北上・雄勝地区
④石巻市牡鹿地区
- プラントの規模：年間出荷能力 約6～8万m³/基
- 指定工事：
対象地区ごとに10～20箇所程度の災害復旧工事を指定（県・市町の河川・海岸・漁港・道路等の工事）
- 指定工事業業期間：平成25年度から平成27年度

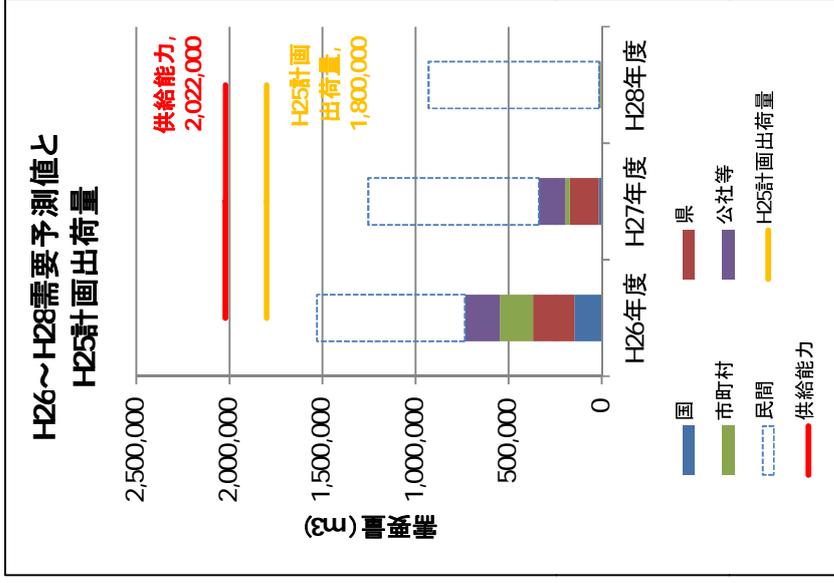
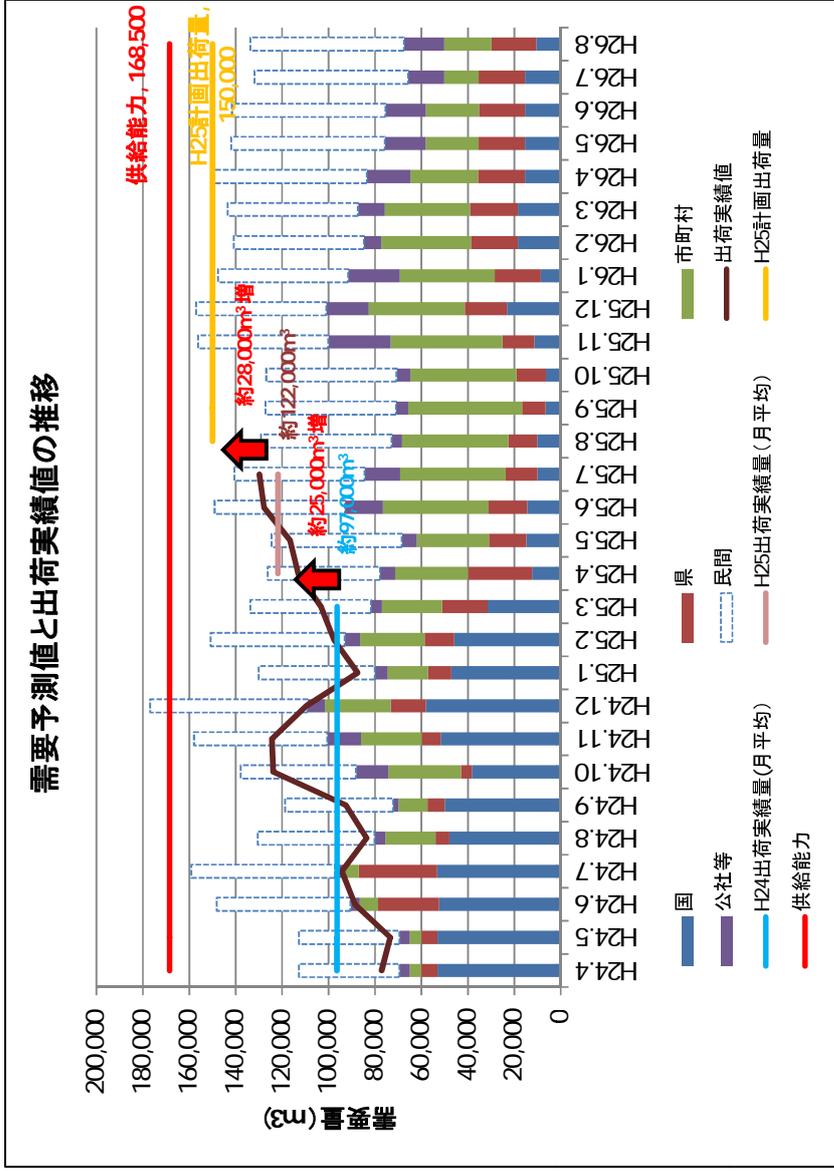


設置スキーム：複数の災害復旧工事向け専用プラント

- 生コンクリートを使用する県・市町の災害復旧工事を地域毎に区分し、その地域毎に**新たに設置する仮設プラント**から**生コンクリートを購入**する。
- 購入単価は、プラントの設置から管理運営、撤去までのすべての費用を、生コンクリートの全使用量で除した価格を基本とする。



仙台地区における生コンクリートの現状と対応策



平成24年度 出荷実績
74,000~124,000m³/月
(月平均出荷量 約97,000m³/月)

約53,000m³増

○対応策

- 骨材の県外調達
- 運搬車両の確保

平成25年度 計画出荷量
150,000m³/月

(今後の必要な対応策)

工事動向や民間需要を見極めながら、更なる骨材の県外調達や作業員及び運搬車両の確保などの対策を総合的に検討